最終更新日：2021年1月28日

株式会社クシム
代表取締役社長　中川　博貴
問合せ先：取締役CFO　伊藤　大介
証券コード：2345
https://www.kushim.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び株主重視の公正な経営システムを構築し、維持していくことこそが重要な経営課題であると考えております。この認識のもと、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するための体制強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④】
当社は、機関投資家や海外の投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームへの参加や、招集通知の英訳には取組めておりませんが、今後は機関投資家や海外投資家の持株比率の推移等を踏まえつつ、これらの取組みを検討してまいります。

【補充原則4-1③】
当社は小規模であることから、最高経営責任者については、会社経営者としての知識・経験を有し判断力に優れた人材をグループ内より選任しております。当社は2017年４月から「第2の創業期」として業績の回復、新事業の成長に注力しており、組織体制の強化に取り組んでいるところであり、後継者候補の育成につきましては、今後の重要課題と認識しております。

【補充原則4-2①】
取締役の報酬については、取締役会決議に基づき、代表取締役が個別の報酬額を決定しております。また、現在は中長期的な業績と連動する報酬体系を定めておりませんが、今後の中長期的な成長に対して貢献する意欲を高め、後継者育成にもつながる報酬体系の要否を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
(1)保有に係る方針
政策保有株式は、保有に伴うリスクが有益性に見合っているか等を具体的に精査して、取引関係の維持・強化等の目的で、必要最小限の株式を保有します。保有意義が乏しいと判断される銘柄は市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を検討することを基本的な方針としています。また、政策保有株主から当社株式売却の申し出があった場合には、取引縮減の対応等、売却を妨げるような対応はしない方針です。

(2)政策保有株式の合理性の検証
政策保有株式について、取得目的の達成状況や個別の投資先ごとに関連する収益や受取配当金のリターン等を定期的に確認し、その結果を定期的に取締役会に報告しています。また、政策保有株主との取引に際しては、政策保有株主である企業の将来の見通しや、当社の利益に資するか否かについて定期的に検証を行います。

(3)議決権行使の方針
議決権行使に際しては、投資先企業の成長、あるいは当社の利益に資するかどうか等を総合的に勘案して判断いたします。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会で審議・決議を要することとしております。また、該当する特別の利害関係を有する取締役はその決議に参加できないこと、並びにその取締役は定足数及び決議数の算定にあたり、取締役の数に算入しない旨を取締役会規程に定めております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は企業年金制度を導入していないため、企業年金の運用にあたる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置等の取組みは行っておりません。

【原則3-1　情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営ビジョン・中期経営計画等は、当社ホームページ及び決算資料等で開示しております。

（ⅱ）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本方針をコーポレート・ガバナンスに関する報告書で開示しております。

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により定められる報酬総額の限度内で、業績・経営内容等を勘案し、取締役会決議に基づき、代表取締役が決定しております。

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者の選任に係る選任ガイドライン等を明確に定めたものはありませんが、取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示し

ております。

（ｖ）取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1①】
当社では、各事業部門における業務施行の機動性と専門性を確保するために、法令・定款及び取締役会規程をはじめとする各規程にて定められた基準に則り、取締役会による専決事項とされている以外の業務執行決定を、取締役会以下の会議体及び各職位へ委任しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める独立性基準に準拠していることに加え、経験と識見から当社の論理に捉われない客観的視点を持って率直な意見を述べることができる人物を選定しており、取締役会においては、独立社外取締役が忌憚ない意見を述べることができるように配慮しております。

【補充原則4-11①】
当社取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名・監査等委員である取締役3名で構成しており、女性の取締役・外国籍の取締役はおりません。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、経営・人事管理の幅い広い知識・経験を有している者が選任されております。監査等委員である取締役は、財務・会計・法務に関する十分な知見を有している者が選任されております。

【補充原則4-11②】
当社の取締役の他社での兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じ、毎年開示を行っております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名のうち4名が、当社以外の他の上場会社の取締役を兼任しており、監査等委員である取締役3名のうち2名が、当社以外の他の上場会社の取締役または監査役を兼任しておりますが、兼任にあたっては合理的な範囲内で行っており、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすことができる体制を構築しております。

【補充原則4-11③】
当社では、各取締役の自己評価に基づく評価面談を毎年実施しており、社外取締役及び監査等委員である取締役の意見等を参考にしつつ、取締役会全体の実行について分析・評価を行っております。また、その結果の概要を開示することにつきましては、今後検討してまいります。

【補充原則4-14②】
当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質・知識等を踏まえ、必要に応じ、各取締役が個別に必要とするトレーニングの機会の設定及び費用の支援を行う方針であります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、代表取締役によるインターネット上での事業方針説明会・決算説明会等を実施している他、株主や投資家との個別面談の場を設ける等、株主との建設的な対話を促進するためのIR体制を整備しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本証券金融株式会社	510,800	12.75
株式会社日本カストディ銀行	230,800	5.76
森澤　武士	80,000	1.99
GOLDMAN　SACHS　INTERNATIONAL	62,200	1.55
三上　英仁	35,600	0.88
J．P．Morgan　Securities　plc	33,200	0.82
ML　INTL　EQUITY　DERIVATIVES	33,000	0.82
谷　政信	30,000	0.74
守田　大地	27,000	0.67
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	20,800	0.51

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無 更新	なし

補足説明 更新

当社は自己株式28,306株（2020年10月末日時点）を保有しており、上記表から除外しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部

決算期	10 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩野　裕一	他の会社の出身者											
望月　真克	他の会社の出身者											
小川　英寿	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩野　裕一		○	―――	経営の客観性の保持とコーポレート・ガバナンス充実のため選任しております。 （独立役員に指定した理由） 独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥協性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

望月　真克	○	○	―――	経営の客観性の保持とコーポレート･ガバナンス充実のため選任しております。 (独立役員に指定した理由) 独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥協性･適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。
小川　英寿	○	○	―――	司法書士及び行政書士としての知識･経験等を当社の経営に活かしていただけると判断し、選任しております。 (独立役員に指定した理由) 独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥協性･適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員の意見に基づき実施しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、経理･財務等管理関連部門が監査体制の確保に努め、外部会計監査人と連携し、監査日程の取決めを行い、外部会計監査人が適切な監査を行えるよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績に対する貢献を期待し、当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び一部の従業員に対して無償ストック･オプションを導入しており、業績連動型報酬制度の導入については、長期的かつ安定的な企業価値向上の観点から、現時点においては導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員の利益を連動させることにより、企業価値向上への貢献意欲と士気を一層高め、当社業績の向上を図ることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び一部の従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を無償で発行しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の総額を有価証券報告書にて開示しております。
なお、2016年1月21日開催の臨時株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額については年額120,000千円、監査等委員の報酬限度額については年額40,000千円と定めております。各取締役の報酬については、取締役会決議に基づき、代表取締役が個別の報酬額を決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

管理部門からは、スケジュール管理・業績・財務に関する資料の提供を、内部監査室からは内部統制の報告等を行っており、これらに対し、社外取締役からは助言や提案・適合性に関する発言を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会
取締役会は、代表取締役社長　中川博貴を議長とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）　伊藤大介、佐藤元紀、鈴木伸、岩野裕一と、監査等委員である取締役　山口健治、望月真克、小川英寿の計8名で構成されております。うち、岩野裕一、望月真克、小川英寿は社外取締役であります。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、会社法第362条に規定する専決事項及び重要な業務執行を決定するために、原則として月1回開催しております。なお、重要案件が生じた場合には、随時臨時取締役会を開催しております。

経営会議
経営会議は、代表取締役社長　中川博貴を議長とし、常勤取締役　伊藤大介並びに、岩澤忠洋、板東秀則、朝蔭一宏の3名の各部門長で構成されております。経営会議は、経営の迅速化・競争力維持を図るために、随時必要に応じて開催しております。

監査等委員会
監査等委員会は、監査等委員である取締役の山口健治、望月真克、小川英寿の3名で構成され、うち、望月真克、小川英寿の2名は独立性の高い社外取締役となっております。監査等委員会は、原則として月1回開催しており、経営の基本方針並びに法令で定められた事項や経営に関する重要事項について監査を行うこととしております。

内部監査室
内部監査室は、代表取締役直下の監査組織として、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化・迅速化及び資産の保全に資することを目的として、内部監査を実施しております。内部監査室は、内部統制担当　小玉祐子1名からなり、適宜監査等委員会との連携を図っております。

会計監査人
当社は、2020年1月よりＵＨＹ東京監査法人を会計監査人に選任しております。会計監査人は、必要に応じて、監査等委員会及び内部監査室と情報交換を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社という経営形態を採用しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の経営体制であります。社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針について明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえ、独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しており、社外取締役につきましては、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することを期待しております。監査等委員会につきましては、より独立した立場から実効的な監査を実現するため、社外取締役2名を含む3名で構成しております。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である社外取締役それぞれが、経営の最高意思決定機関である取締役会に出席することによって、経営の監視機能を十分に果たせていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	早期開催を目指し、集中日よりも前に株主総会を開催することとしております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを通じた議決権行使を受け付けております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、代表取締役によるインターネット上での事業方針説明会・決算説明会等を定期的に実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報（https://www.kushim.co.jp/ir）に決算短信・決算説明会資料等のIR資料を開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	小規模のため兼任となりますが、IR担当部門を設けております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	法令遵守・リスク管理の対策を講じ、適正な会計処理・定期的な内部監査の実施・積極的な開示を行い、経営の透明性を高めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<1> 取締役･使用人の職務執行の法令･定款への適合を確保する体制
イ．当社は、当社の企業活動が社会への貢献を維持継続させていくために、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考えております。
ロ．取締役並びに使用人に法令･定款の遵守を徹底するために、社長直轄のもとコンプライアンス規程及びコンプライアンス･マニュアルを作成するとともに学習機会を定期的に設けて周知徹底を行っております。
ハ．当社は定期的に実施する内部監査により業務状況を把握し、業務の実態が法令、定款及び社内諸規程に則して適正かつ合理的に行われているかを監査し、資産の保全に資することを目的として改善活動に努めております。
ニ．当社は、コンプライアンス体制の維持･確立を目的として、コンプライアンスに関する違反行為の疑義に気がついた時には通報相談を受付ける通報相談窓口を設けております。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行っておりません。
ホ．当社は、内部統制システムを適切に整備し、定期的かつ必要に応じた見直しにより改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。

<2> 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令･社内規定に基づき文書等の保存を行います。文書の保管については文書管理規程、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録については取締役会規程、というように各規程に基づき、定められた期間保存します。また、必要に応じて取締役がいつでも閲覧･謄写可能な状態にて管理しております。

<3> 損失の危険の管理規程その他の体制
当社は、当社の事業展開上様々な危険に対して対処すべく、社長を委員長とした、「リスクマネジメント委員会」を設け、リスク管理規程に基づき、各部門長が参加し、定期的に対応策の見直しを行います。
また、「リスクマネジメント委員会」により、リスク管理に関する体制･方針及び施策等を総合的に検討し、取締役会に答申を行っております。

<4> 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ．取締役会は8名の取締役で構成され、取締役会付議･取締役会規則に則り会社の業務執行を決定しております。
ロ．当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項や重要顧客案件の報告･相談を行い業務執行状況の掌握･監督を行います。また、取締役及び各部門長による経営会議を必要に応じて開催し、執行計画の進捗管理等の推進を行っており、四半期に1回、全社員を招聘した報告会を開き、業績目標に対する進捗を共有しております。

<5> 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．親会社等と当社及び子会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理防止のため、適宜情報交換を行うことにより、当社の独立性を充分に確保する体制を構築しております。
ロ．子会社の取締役を当社取締役が兼任することによって、子会社の業務の遂行状況を適宜掌握し、取締役会への報告体制を確保しております。また、当社は、子会社の業績目標達成のために必要な経営管理を行っております。

<6> 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人の任命を行っております。

<7> 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとしております。また、監査等委員の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査等委員の意見に基づき実施しております。

<8> 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
イ．監査等委員は、取締役会及び四半期毎に実施する営業戦略会議に出席し、重要な報告を受けております。
ロ．監査等委員は、稟議案件の査閲や月次の財務データ等の閲覧により、業務執行状況を掌握しております。
ハ．取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには直ちに監査等委員に報告しております。

<9> その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員監査の環境整備に必要な措置をとっております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶いたします。反社会的勢力による不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢で取り組み、これらの被害の予防に必要な措置を講じております。

ロ．反社会的勢力排除に向けた整備状況
1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を実現するため、社内体制の整備、従業員の安全確保、外部専門機関との連携等の取組みを行っております。
2) 相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消することとしております。
3) 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役、取締役等の経営陣以下、組織全体として対応します。その際には、あらゆる民事上刑事上の法的対抗手段を講じることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社の株主構成上、現時点では、買収に関する防衛策は特に行っておりませんが、今後の資本施策の計画において検討していく予定です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

